

健保からのお知らせ

QA 健保スタッフがお答えします 第3回



資格喪失後の
受診について



私がお答えします

田中伸幸

Q 子供が4月に就職し、就職先で新しい保険証をもらいましたが、扶養をはずす届出を忘れていました。4月以降も扶養に入っていた時の保険証を使ってしまった場合は、あとで医療費を請求されますか？

A ご家族が就職された場合は、5日以内に「被扶養者異動届」に「保険証」（任意継続被保険者は紙の保険証）を添えて扶養削除の届出をしていただく必要があります。このケースですと、就職日＝当健保組合の資格喪失日となります。資格喪失日以降の医療費は本来、当健保組合で支払う必要がありませんので、後日返還請求させていただきますこととなります。また、その医療費は、就職先の健康保険から給付されます。

Q 退職日以降、家族が誤って保険証を使ってしまいました。この場合、医療費は請求されますか？

A 退職したときは、ご家族の保険証も全て添えて事業主へ返却してください。事業主から「被保険者資格喪失届」が当健保組合に届出されます。このケースですと、退職日＝当健保組合の資格喪失日となります。万が一、退職日以降も保険証が使われますと、資格喪失日以降の医療費は本来、当健保組合で支払う必要がありませんので、後日返還請求させていただきますこととなります。

健保組合へのお問い合わせ時間 → 午前8時45分から午後5時30分

組合ホームページ（アドレス <http://www.daihoken.jp/>）からのお問い合わせも受け付けていますので、ご利用ください。

介護支援・健康教室のご案内

（全国の約75の健保組合が共同で実施しています。）

受講料は無料です。（全額健保組合が負担します）昼食付き（半日コースは除く）、但し会場までの交通費は自己負担になります。

当面の開催地および日程

日 程	開催都市	カリキュラム名
7月26日（土）	大阪市	小児肥満対策（半日コース）
7月26日（土）	大阪市	女性のための健康生活設計（半日コース）
9月6日（土）	札幌市	ストレスコントロール（半日コース）
9月6日（土）	札幌市	女性のための健康生活設計（半日コース）
9月21日（日）	大阪市	家族でできるシニアのための健康管理



詳細につきましては、「ふれあい健康事業推進協議会」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.fureai-k.com/>

ご参加をご希望の場合は、健康保険組合までお申し込みください。

TEL:06-6371-1453 FAX:06-6375-5052 Eメール:mail@daihoken.jp

【事業所の社名変更及び新規加盟事業所について】

●この度、加盟事業所の株式会社荻野製作所がウラボ株式会社と合併され、社名をボルツ株式会社に変更されました。新社名（BOLTZ）の“BOLT”プラス、究極を意味する“Z”には「最高の製品でモータリゼーションの進化に貢献し続ける」という熱い意志が込められているということです。

●株式会社浅野歯車九州が新たに加盟されました。

事業所所在地：大分県豊後高田市かなえ台8番

今後ともよろしくお願いたします。